

社会福祉法人きたの愛光会
役員等の報酬等の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人きたの愛光会（以下「法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき役員等の報酬等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人と委任関係にある次の者をいう。

- (1) 評議員
- (2) 理事
- (3) 監事
- (4) 評議員選任・解任委員
- (5) 苦情解決第三者委員
- (6) 上記の他、理事長が委任する委員等

(報酬総額の範囲)

第3条 第2条に規定する役員等に支給する報酬の各年度の総額の範囲は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------------------|--------------|
| (1) 評議員 | 20万円を超えない範囲 |
| (2) 理事（理事長及び法人の本部事務局又は事業所の職を兼務する理事含む） | 156万円を超えない範囲 |
| (3) 監事 | 20万円を超えない範囲 |
| (4) 評議員選任・解任委員 | 2万円を超えない範囲 |
| (5) 苦情解決第三者委員 | 5万円を超えない範囲 |
| (6) 上記の他、理事長が委任する委員等 | 15万円を超えない範囲 |

(報酬の支給)

第4条 役員等の職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 理事長及び法人の本部事務局又は事業所の職を兼務する理事には、「別表1」により報酬を支給する。
- 3 前項以外の役員等には、「別表2」により報酬を支給する。
尚、役員等が同一日に2つ以上の理事会等の会議及び委員会に出席又は立会等を行った場合でも、1日分の報酬を支給する。
- 4 理事長及び法人の本部事務局又は事業所の職を兼務する理事並びに委員には、理事会等の会議及び委員会に出席又は立会等を行っても、「別表2」に掲げる報酬は支給しない。
- 5 第2項に規定する理事長及び理事が月の途中において退任又は解任された場合及び就任した場合の報酬については、当該月の日数を基礎として日割りにより計算する。その際、1円未満の端数がある場合は、これを切り上げるものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 前条の報酬の支給時期は、次のとおりとする。

- 2 理事長及び本部事務局又は事業所の職を兼務する理事には、職員給与の支給日に支給する。
- 3 前項以外の役員等には、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(交通費等の支給)

第6条 役員等が、職務を執行したときは、「別表3」により、これに伴う交通費実費相当額を支給する。

尚、役員等が同一日に2つ以上の理事会等の会議及び委員会に出席又は立会等を行った場合でも、1日分の交通費実費相当額を支給する。

- 2 理事長及び法人の本部事務局又は事業所の職を兼務する理事並びに委員には、理事会等の会議及び委員会に出席又は立会等を行っても、「別表3」に掲げる交通費実費相当額は支給しない。
- 3 役員等が職務のため、北見市の区域外に出張した時は、法人「旅費規程」に基づき、必要な交通費、宿泊費及び日当を支給する。
- 4 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として

公表する。

(補則)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成10年12月8日から施行する。

この規程は、平成13年12月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

名 称	報 酬 額
理事長	月額 100,000円
法人の本部事務局又は事業所の職を兼務する理事	月額 10,000円

別表 2

名 称	報 酬 額
理事会への出席	日額 5,000円
評議員会への出席	日額 5,000円
評議員選任・解任委員会への出席	日額 5,000円
苦情解決第三者委員会への出席	日額 5,000円
監事監査への出席	日額 5,000円
施設運営検討委員会への出席	日額 5,000円
指導監査・運営指導等への立会	日額 5,000円
理事長の命を受けて法人及び事業所の運營業務に従事した場合	日額 5,000円

別表 3

区 分	交通費実費相当額
自宅から開催場所まで 片道 1 km以上 5 km未満	日額 500円
自宅から開催場所まで 片道 5 km以上 10 km未満	日額 1,000円
自宅から開催場所まで 片道 10 km以上 20 km未満	日額 1,500円
自宅から開催場所まで 片道 20 km以上 30 km未満	日額 2,500円
自宅から開催場所まで 片道 30 km以上 40 km未満	日額 3,000円
自宅から開催場所まで 片道 40 km以上 50 km未満	日額 4,000円
自宅から開催場所まで 片道 50 km以上	旅費規程に準ずる